

平成 18 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 西企画第 146 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 西企画第 147 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 A T M リング専用サービスの提供」に係る業務
- 西企画第 86 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 87 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「固定電話発着 050 I P 電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 196 号（平成 16 年 1 月 28 日）により申請した「固定電話発着 携帯電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 17 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「集合住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 173 号（平成 16 年 11 月 9 日）により申請した「戸建て住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 62 号（平成 18 年 6 月 29 日）により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェイス形式の回線サービスの提供」に係る業務
- 西企画第 89 号（平成 18 年 9 月 1 日）により申請した「地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定」に係る業務

1. ネットワークのオープン化

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「I P 通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1）

また、認可の際付された条件 1 に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成 15 年 2 月に公表し実施しているところですが、平成 18 年度においては、新たな県間中継光ファイバの提供区間の追加はありませんでした。

なお、接続要望のあった他事業者様との協議において、新たな要望事項はありませんでした。

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 A T M リング専用サービスの提供

本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

なお、他事業者様からの新たな要望事項はありませんでした。

(3) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「中継系交換機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2)

なお、認可の際付された条件1・2に従い、以下の措置を講じております。

① 他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者様設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料3)

② 既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者様に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料4)

(4) 固定電話発-050 IP電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「中継系交換機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2)

(5) 固定電話発-携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「中継系交換機能」及び「端末系交換機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2・5)

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IP v 6通信に係る料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の地域IP網を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、従来より「ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1)

2. ネットワーク情報の開示

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

当社の地域 I P 網との接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、地域 I P 網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 6）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、接続事業者様との接続協定に定め、その条件を公表しております。（添付資料 7）

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 A T M リング専用サービスの提供

当社の高速 A T M リング専用サービスとの接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、高速 A T M リング専用サービスとの接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 8）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、「(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

(3) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定及び固定電話発着 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 9）

(4) 固定電話発着 携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備および端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 9・10）

(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

当社の I P v 6 通信等の接続に関するネットワーク情報の開示について、他

事業者様からの新たな要望はありませんでした。

他事業者様網との接続に必要な収容局ルータのインターフェース条件については、サービス提供開始に際し、新たなインターフェース条件について接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 1）

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバに関する情報開示を実施しております。（添付資料 1 2）

4. 営業面でのファイアーウォール

従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成 18 年度においても継続して実施しております。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達（情報の適正利用に関する規程（平成 11 年 7 月 1 日制定）。以下同じ。）、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料 1 3）
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料 1 3）
 - i) お客様情報を、他事業者様と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) I D 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

※ 平成 18 年度の具体的実施状況

全支店の社員を対象に、顧客情報の保護・適正利用および公正競争に関する説明会（他に勉強会等）を実施（平成 18 年 6 月、平成 18 年 10 月、平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月）。

全社員を対象に、お客様情報の適正な取扱いに関する e ラーニングを実施（平成 18 年 11 月～12 月）。

また、公正な競争を阻害するおそれのある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えです。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。（添付資料14）

なお、当該業務に関する平成18年度の収支状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	3,720	1,781	1,938
(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定	2,099	4,766	▲2,666
(3) 固定電話発着-050 I P 電話着の県間伝送料金設定	697	596	100
(4) 固定電話発着-携帯電話着の県間伝送料金設定	3,591	2,391	1,199
(5) 地域 I P 網経路のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定	2	10	▲8

また、当該業務の利用者料金に関しては、コストベースの料金算定を行い、電気通信事業法に基づき料金届出しております。（平成16年の電気通信事業法改正により届出義務が緩和されたものは除きます）

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

地域 I P 網への接続に関する I S P 事業者様の取扱いと、県間伝送路を他事業者様から調達する場合の調達先の選定については、公平性・透明性に十分留意し実施しておりますが、平成18年度において実施した内容は以下のとおりです。

① I S P 事業者様への情報提供

地域 I P 網と I S P 事業者様網との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1 5)

また、接続要望のあった他事業者様との協議において、新たな要望事項はありませんでした。

② 県間伝送路の調達先の選定

平成 18 年度において新たな調達はありませんでした。

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 A T M リング専用サービスの提供

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、他事業者様等から I R U で調達するのではなく、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1. ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

(3) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

平成 18 年度において県間伝送路に係わる接続事業者様の新たな選定手続きはありませんでした。

なお、他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2)

(4) 固定電話発一050 I P 電話着の県間伝送料金設定及び固定電話発一携帯電話着の県間伝送料金設定

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信網と他事業者様の電気通信網の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者との公平性は確保されております。(添付資料 2)

(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信の他事業者様網との接続に伴う中継区間の接続事業者の選定手続きについては、公平性・透明性に十分留意し、具体的には以下のとおり実施しております。(添付資料 1 6)

① 平成 18 年 10 月 23 日：募集開始

当社と接続している全事業者様に対し、募集案内を送付

② 平成 18 年 11 月 24 日：応募意思表示締切

3 社から意思表示あり

③ 平成 18 年 12 月 5 日：選定結果通知
 応募事業者様に対し選定結果を通知

なお、他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1）

7. 利用状況

本業務に関する平成 18 年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	19	52	1

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	271	37

	フレッツ・オフィス (サーバ共用型)							フレッツ・オフィス (サーバ持込型)	
	500MB	1GB	5GB	10GB	30GB	50GB	100GB	10MB/s	100MB/s
契約数	0	0	0	0	1	0	0	2	8

	フレッツ・ コミュニケーション	フレッツ・ グループ
契約数	64,643	41,350

	フレッツ・ v6キャスト	フレッツ・ v6マイディスク
契約数	11	1,596

	I P 通信網県間区間伝送機能		県間中継光ファイバの提供
契約数	60	芯線数	144

(注 1) フレッツ・オフィス (サーバ共用型・サーバ持込型)、フレッツ・コミュニケーション、フレッツ・グループ、フレッツ・v6キャスト、フレッツ・v6マイディスクの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(注 2) フレッツ・オフィス ワイドの品目別の詳細については「添付資料 1 7」のとおりです。

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 ATM リング専用サービスの提供 平成 18 年度末現在、兵庫県様にご利用いただいております。

(3) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

平成18年4月1日～平成19年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	105,442	7,614	260

(4) 固定電話発-050 IP電話着の県間伝送料金設定

平成18年4月1日～平成19年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	72,779	4,576	226

(5) 固定電話発-携帯電話着の県間伝送料金設定

平成18年4月1日～平成19年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	78,614	3,145	144

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

平成18年4月1日～平成19年3月31日

	フレッツ・光プレミアム、フレッツ・v6アプリ
契約数	1,650千

8. その他

「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域-異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービス」については、平成18年9月1日より平成19年3月31日までの期間における提供実績はありませんでした。

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資料項目	
1	「IP通信網県間区間伝送機能」及び「地域IP網と他事業者網との接続に関する条件」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
2	「中継系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
3	「コロケーション」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
4	「一般番号ポータビリティ」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
5	「端末系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
6	「地域IP網との接続に必要なインターフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
7	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件」接続協定規定（抜粋）	Pdf
8	「高速ATMリング専用サービスとの接続に必要なインターフェース条件」接続協定規定（抜粋）	Pdf
9	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インターフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
10	「他事業者網との接続に必要な端末交換設備インターフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
11	「IPv6での接続に必要な収容局ルータインターフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
12	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	Pdf
13	「情報の適正利用に関する規程」概要	※
	社員向けパンフレット「他事業者情報管理の徹底に向けて」	※
	社員向けパンフレット「お客様情報の適正な保護をめざして」	※
14	費用（収益）項目別一覧	※
15	「地域IP網とISP事業者網との接続に関する接続条件」接続約款（抜粋）	Pdf
16	中継区間の接続事業者の募集案内	※
17	フレッツ・オフィス ワイド契約状況（品目別詳細）	Pdf

※ 資料13、14、16については、経営上の秘密に属する情報、または公開に馴染まない社内文書・規程類等を含むことから、公表を差し控えさせていただきます。